

3 労働争議の状況

(1) 労働争議の発生状況、争議行為と第三者機関の関与の有無

過去3年間における単位労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」3.7% [前回5.4%]、「労働争議がなかった」96.3% [前回94.6%] となっている。

また、過去3年間に労働争議があった単位労働組合について、争議行為と第三者機関の関与の有無をみると、「争議行為と第三者機関の関与があった」11.8% [前回24.3%]、「争議行為のみで第三者機関の関与がなかった」63.8% [前回63.5%]、「第三者機関の関与のみで争議行為がなかった」24.4% [前回12.2%] となっている。(第8表)

第8表 過去3年間における労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の有無別労働組合の割合

区 分	計	争議行為と第三者機関の関与の有無						労働争議がなかった
		労働争議があった		争議行為と第三者機関の関与の有無				
		争議行為があった	争議行為と第三者機関の関与があった	争議行為のみで第三者機関の関与がなかった	第三者機関の関与のみで争議行為がなかった			
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	3.7 《5.4》	(100.0) 《(100.0)》	(75.6) 《(87.8)》	(11.8) 《(24.3)》	(63.8) 《(63.5)》	(24.4) 《(12.2)》	96.3 《94.6》
＜ 企 業 規 模 ＞								
5,000 人 以 上	100.0	1.4	(100.0)	(57.7)	(-)	(57.7)	(42.3)	98.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	2.0	(100.0)	(89.3)	(14.5)	(74.7)	(10.7)	97.9
500 ～ 999 人	100.0	5.2	(100.0)	(70.5)	(2.9)	(67.6)	(29.5)	94.8
300 ～ 499 人	100.0	7.5	(100.0)	(63.1)	(26.7)	(36.4)	(36.9)	92.5
100 ～ 299 人	100.0	4.5	(100.0)	(77.4)	(4.3)	(73.1)	(22.6)	95.5
30 ～ 99 人	100.0	4.2	(100.0)	(92.0)	(24.9)	(67.0)	(8.0)	95.8
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞								
単 位 組 織 組 合	100.0	4.9	(100.0)	(71.3)	(10.7)	(60.6)	(28.7)	95.0
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	2.6	(100.0)	(82.3)	(13.4)	(68.9)	(17.7)	97.4
本 部 組 合	100.0	3.1	(100.0)	(69.4)	(19.8)	(49.7)	(30.6)	96.9
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	3.6	(100.0)	(75.3)	(12.2)	(63.0)	(24.7)	96.4

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) () 内の数値は、「労働争議があった」を100とした数値である。

(2) 労働争議がなかった理由

過去3年間に労働争議がなかった単位労働組合について、その理由(3つまでの複数回答)をみると、「対立した案件がなかったため」44.4% [前回40.1%]、「対立した案件があったが話し合いで解決したため」43.7% [前回49.7%]、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」15.1% [前回12.4%] などとなっている(第9表)。

第9表 過去3年間に労働争議がなかった理由別労働組合の割合

区 分	労働争議がなかった計	対立した案件がなかったため	対立した案件があったが話し合いで解決したため	対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため	労使関係の悪化を懸念したため	労働争議に持ち込むことによる企業収益の悪化が見込まれるため	労働争議に持ち込むことによる社会的影響、批判を考慮したため	労働争議に持ち込んでも成果が得られないと判断したため	上部組織のみで又は下部組織のみで労働争議を行ったため	労働争議に持ち込むことに組合員の同意が得られなかったため	その他
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	44.4 《40.1》	43.7 《49.7》	15.1 《12.4》	11.0 《10.9》	9.2 《9.3》	4.8 《6.2》	14.0 《12.9》	3.8 《5.3》 ²⁾	1.8 《2.5》	6.6 《6.3》
本 部 組 合	100.0	48.3	44.1	16.6	11.4	11.4	7.0	13.6	0.8	1.0	2.6
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	44.7	43.7	15.2	11.1	9.4	4.9	14.0	3.6	1.7	6.4

注：1) 表頭「労働争議がなかった計」には「不明」が含まれる。

2) 平成19年は「上部組織の指示のため」として集計した。

(3) 争議行為開始の際の予告

単位労働組合が争議行為開始の際に使用者側に対して行う予告に関する取り決めの有無についてみると、「取り決めている」51.1% [前回 57.8%]、「取り決めていない」48.9% [前回 42.2%] となっており、「取り決めている」としている単位労働組合の予告方法は「文書」89.2% [前回 88.6%]、「口頭」7.1% [前回 11.0%] となっている（第10表）。

予告期間（争議行為開始時刻前の最低必要な時間又は日数）についてみると、「期間の定めはない」が23.5% [前回 26.4%] と最も多く、次いで「24時間を超え48時間以内」が23.2% [前回 25.7%] となっている（第11表）。

予告内容（複数回答）についてみると、「日時又は期間」79.8% [前回 87.9%]、「目的（要求事項）」72.2% [前回 79.1%] が多くなっている（第12表）。

第10表 争議行為開始の際の予告に関する取り決めの有無、予告方法別労働組合の割合

区 分	計	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている		予告方法		争議行為開始の際の予告に関して取り決めていない
				文書	口頭	
単 位 労 働 組 合 計	100.0	51.1	(100.0)	(89.2)	(7.1)	48.9
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《57.8》	《(100.0)》	《(88.6)》	《(11.0)》	《(42.2)》
本 部 組 合	100.0	64.6	(100.0)	(92.4)	(4.9)	35.4
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	52.0	(100.0)	(89.4)	(6.9)	48.0

(単位：%)

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) 表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている」には予告方法「不明」が含まれる。

3) () 内の数値は、「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている」を100とした数値である。

第11表 争議行為開始の際の予告期間別労働組合の割合

区 分	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計	争議行為開始の際の予告期間						期間の定めはない
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	
単 位 労 働 組 合 計	100.0	13.2	23.2	13.7	7.5	4.4	3.4	23.5
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《12.5》	《25.7》	《12.5》	《9.2》	《7.1》	《6.6》	《26.4》
本 部 組 合	100.0	12.4	34.7	11.5	12.0	3.3	2.7	15.3
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	13.1	24.1	13.5	7.9	4.3	3.3	22.8

(単位：%)

注：表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計」には「不明」が含まれる。

第12表 争議行為開始の際の予告内容別労働組合の割合

区 分	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計	目的 (要求事項)	日時又は期間	場所	概要		その他
					争議行為の種類(態様)	規模 (参加人員)	
単 位 労 働 組 合 計	100.0	72.2	79.8	55.9	54.9	48.4	11.7
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《79.1》	《87.9》	《59.0》	《63.0》	《55.6》	《15.1》
本 部 組 合	100.0	71.5	85.4	64.4	64.2	57.0	14.7
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	72.2	80.2	56.6	55.6	49.1	12.0

複数回答 (単位：%)

注：表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計」には「不明」が含まれる。